

○中村学園大学研究生規程

平成元年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 中村学園大学学則第61条に規定する研究生は、この規程の定めるところによる。

(研究生)

第2条 中村学園大学において、本学教員の指導を受けて、特定の専門的課題を研究することを志望する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上で、研究生として入学を許可することがある。

(出願資格)

第3条 研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中村学園大学を卒業した者
 - (2) 他の4年制大学を卒業した者
 - (3) その他4年制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 外国人留学生については、研究するために必要な日本語能力を有している者
- 3 詳細については、別に定める

(出願手続)

第4条 研究生を志願する者は、所定の「研究生願書」に本学が指定する必要書類を添えて学長に提出しなければならない。また、本学が定める期日までに、別に定める入学検定料を納付しなければならない。ただし、入学検定料については、本学卒業生の場合、これを免除する。

- 2 詳細については、別に定める

(選考)

第5条 研究生は、指導教員による書類及び面接選考の上で、学部長、教務委員及び指導教員にて総合的な選考を行う。

(入学許可)

第6条 研究生の入学は、教授会の議を経て学長が許可する。

(入学手続)

第7条 入学を許可された者は、本学が定める期日までに、別に定める入学金・研究指導料その他の納入金を納めなければならない。ただし、入学金については、本学卒業生の場合、これを免除する。

(入学時期)

第8条 研究生の入学時期は、原則として学期の初めとする。

(研究期間)

第9条 研究生の修学年限は、1ケ年とする。ただし、研究生より研究期間延長の申し出があった場合は、1年間の研究報告書を提出の上、教授会の議を経て、学長が延長を許可することができる。

(研究施設の利用)

第10条 研究生は、本学の施設を、使用許可を得て利用することができる。

(聴講)

第11条 研究生は、指導教員の演習に参加できるほか、事前に授業担当教員の許可を得たうえで、指導教員が指示する授業科目の聴講ができる。ただし、聴講できる科目は所属学部開講科目に限る。

(研究報告)

第12条 研究生は、指導教員の指導を受け、その研究成果について研究報告書をもって研究終了時に、学部長を経て、学長へ報告しなければならない。

(研究生証)

第13条 研究生には、研究生証を交付する。

2 研究生は、本学が交付した研究生証を常に携帯し、また研究期間の終了又は研究生でなくなったときは、これを返還しなければならない。

(身分の取消し)

第14条 研究期間中であっても、教授会が研究生として適当でないと認めたときは、学長は研究生としての身分を取り消すことができる。

(準用)

第15条 研究生は、本規程のほかは、正規の学生に関する規程を準用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。